

(様式-1)

工事名		令和7年度(債務負担行為)認定こども園芝生化事業 有明あおぞら認定こども園 園庭整備工事									
		金抜設計書									
施工箇所		安曇野市 有明あおぞら認定こども園									
設計大要				施工方法				請負			
有明あおぞら認定こども園 園庭整備工事 ・園庭(1,248m ²)の芝生化工事(播種、初期養生含む) ・散水設備工事とそれに伴う電気設備工事 ・雨水排水工事 等				施工期間				日間			
				契約予定年月日				令和 年 月 日			
				竣工予定年月日				令和 8 年 8 月 27 日			
				契約保証方法				金錢的保証			
<p>・別途指定する建設機械については排出ガス対策型の使用を原則とする。 ・この設計書で施工機械・仮設材の規格、調査条件等の記載及び「人、h、ℓ、%、日、時、工数、空m³、掛m²、日・回、日回、供用 考数量を示したものは任意扱いです。したがって、内訳書の作成や契約を拘束する ものではありません。ただし、指定した場合を除きます。</p>											

工事設計用紙

番号	名称	規格・適要	数量	単位	単価	金額	摘要
	令和7年度(債務負担行為)認定こども園芝生化事業 有明あおぞら認定こども園 園庭整備工事						
I	共通仮設工事	率共通費+積上共通仮設分	1.0	式			
II	直接工事費	園庭芝生化・電気設備・機械設備	1.0	式			
	純工事費 計						
III	現場管理費		1.0	式			
	工事原価 計						
IV	一般管理費		1.0	式			
	工事価格 計						
	消費税相当額		1.0	式			
	工事費 合計						

工事設計用紙

番号	名称	規格・適要	数量	単位	単価	金額	摘要
I	共通仮設費						
I -1	(率仮設分)						
	仮設建物	現場事務所					
	仮設建物	管理事務所					
	仮設建物	トイレユニット					
	工事用水電力						
	機械器具損料		1.0	式			
	安全管理費						
	各種試験費						
	工事管理写真費						
	整理清掃	全般的なもの					
	I -1(率仮設分) 計						

工事設計用紙

工事設計用紙

工事設計用紙

工 事 設 計 用 紙

工事設計用紙

	名 称	規格・適要	数 量	単位	単 価	金 額	摘要
2)	外構工事						
①			1.0	式			別紙2)-1
浸透パイプ排水							
②			1.0	式			別紙2)-2
浸透桟敷設							
③			1.0	式			別紙2)-3
中継桟敷設							
④			1.0	式			別紙2)-4
オーニング設置							
⑤			1.0	式			別紙2)-5
木製遊具補修(小屋) C							
⑥			1.0	式			別紙2)-6
テラス家具補修 B							
⑦			1.0	式			別紙2)-7
木部塗装工 A B C							
	2) 計						

工事設計用紙

工事設計用紙

	名 称	規格・適要	数 量	単 位	単 価	金 額	摘要
	別紙2)-2						
②	浸透樹敷設						
	<浸透樹設置 900□ 2基分>						
	掘削	小規模土工 バックホウ0.28m3	48.0	m ³			
	掘削残土 場外搬出運搬	DT4t DID無10km程度	16.0	m ³			
	残土処分費		16.0	m ³			
	碎石地業	単粒度碎石3号	20.0	m ³			
	埋戻し	発生土 小規模土工	32.0	m ³			
	透水シート設置		90.0	m ³			
		t=4mm					
	組立浸透樹	車道用鉄蓋	2.0	基			
		H110 Φ600 T-25 穴無し／文字無し					
	組立浸透樹	浸透樹上部材 3点穴仕様	2.0	基			
		OKZS-09045同等 900×540H					
	組立浸透樹	中間スラブ	2.0	基			
		OKZBM900同等 900×1110					
	組立浸透樹	浸透樹 中間フィルター	2.0	組			
		OKサールフィルター同等					
	組立浸透樹	浸透槽	4.0	基			
		OKZ-900同等 900×1000H					
	組立浸透樹	浸透樹 底板	2.0	基			
		OKZB-900同等 900×1100					

工 事 設 計 用 紙

工事設計用紙

	名 称	規格・適要	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
	別紙2)-3						
③	中継樹敷設						
	雨水浸透樹	SUMA-200-300同等 本体+立管+密閉蓋+異形継手	2.0	基			
	設置費		2.0	基			
	掘削	小規模土工 バックホウ0.28m ³	2.0	m ³			
	掘削残土 場外搬出運搬	DT4t DID無10km程度	1.0	m ³			
	残土処分費		1.0	m ³			
	埋戻し	発生土 小規模土工	1.0	m ³			
	埋戻し	砂	1.0	m ³			
	別紙2)-3 小計						

工事設計用紙

工事設計用紙

	名 称	規格・適要	数 量	単位	単 価	金 額	摘要
	別紙2)-5						
⑤	木製遊具補修(小屋) C						
	段葺き	カラーGL鋼板t0.4	5.4	m ²			
	化粧野地板	t12 防腐剤塗布	5.4	m ²			
	野地板	構造用合板t12	5.4	m ²			
	下葺き材	ゴム改質アスファルトルーフィングt1.0	5.4	m ²			
	軒先唐草	カラーGL鋼板t0.4 既製品	5.6	m			
	ケラバ唐草	カラーGL鋼板t0.4 既製品	3.8	m			
	棟包み	カラーGL鋼板t0.4 木下地共	2.8	m			
	既存木屋根撤去		5.4	m ²			
	運賃・梱包費		1.0	式			
	法定福利費		1.0	式			
	別紙2)-5 小計						

工事設計用紙

工事設計用紙

工 事 設 計 用 紙

工事設計用紙

工事設計用紙

工事設計用紙

工事設計用紙

番号	名称	規格・適要	数量	単位	単価	金額	摘要
1)	電気設備工事						
	電線管	FEP30Φ 付属材共	17.0	m			
		地中					
	電線	EM-CEE1.25mm2-7C	19.0	m			
	電線	EM-CEE1.25mm2-3C	3.0	m			
	電磁弁コントローラ 収納箱	W500 × H500 × D200 防水 屋根付き	1.0	面			
	電源分岐	既存コンセント利用	1.0	式			
	分岐用 漏電遮断器	1P20A 30mA	1.0	台			
	機器接続	電磁弁、コントローラー	1.0	式			
	配管埋設工事		1.0	式			
	埋設標識シート	150mm シングル	17.0	m			
	1) 計						

工事設計用紙

工事設計用紙

番号	名称	規格・適要	数量	単位	単価	金額	摘要
1)	園庭給水工事						
	ポンプアップスプリンクラー	レインバード 5000シリーズ同等	15.0	組			
		材					
	同 配管自在継ぎ手		15.0	個			
		材					
	電磁弁	Φ40 C10SR101同等	3.0	基			
		材					
	同 継ぎ手類		1.0	式			
		材					
	電磁弁ボックス	C10SPM201B同等	3.0	組			
		材					
	散水コントローラー	C10SRC04同等	1.0	基			
		材					
	以上設置費		1.0	式			
	既存給水管分岐 50A-40A	材工	1.0	式			
	停水用PC伸縮ボール止水栓	Φ40丸ハンドル 並行ネジ	1.0	組			
		材					
	量水器	Φ40 直読式水道メーター	1.0	組			
		材					
	量水器 メーターBOX		1.0	基			
		材					
	不凍水抜栓	Φ40×0.5m 程度	3.0	基			
		材					

工事設計用紙

番号	名称	規格・適要	数量	単位	単価	金額	摘要
	不凍栓ボックス	Φ150×0.5m 程度 塩ビ蓋 材	3.0	基			
	以上設置費		1.0	式			
	給水配管 HIVP 40A	土中 材工 継ぎ手、付属品含む	243.0	m			
	給水配管 HIVP 20A	土中 材工 継ぎ手、付属品含む	17.0	m			
	埋設表示シート	W150 シングル	260.0	m			
	掘削		76.0	m ³			
	埋戻し	砂	35.0	m ³			
	埋戻し	土	41.0	m ³			
	掘削残土 場外搬出運搬	DT4t DID無10km程度	35.0	m ³			
	残土処分費		35.0	m ³			
	官公庁申請手続き		1.0	式			
	1) 計						

工事設計用紙

番号	名称	規格・適要	数量	単位	単価	金額	摘要
2)	プール子メータ設置工事						
	停水用PC伸縮ポール止水栓	Φ40丸ハンドル 並行ネジ 材	1.0	組			
	量水器	Φ40 直読式水道メーター 材	1.0	組			
	量水器 メーターBOX		1.0	基			
		材					
	以上設置費		1.0	式			
	給水配管 HIVP 40A	土中 材工 継ぎ手、付属品含む	1.0	m			
	埋設表示シート	W150 シングル	1.0	m			
	掘削		0.5	m ³			
	埋戻し	砂	0.2	m ³			
	埋戻し	土	0.3	m ³			
	土砂等運搬	ダンプトラック4t積級	0.2	m ³			
	残土処分費		0.2	m ³			
	2) 計						

位置図

令和7年度（債務負担行為）認定こども園芝生化事業
有明あおぞら認定こども園 園庭整備工事



現 場 説 明 書

安曇野市 総務部 財産管理課 施設経営担当

1. 件名（工事名称）

令和7年度（債務負担行為）認定こども園芝生化事業
有明あおぞら認定こども園 園庭整備工事

2. 工事場所： 安曇野市 有明あおぞら認定こども園

3. 工事概要：

- ・園庭（1,248 m²）の芝生化工事（播種、初期養生含む）
- ・散水設備工事とそれに伴う電気設備工事
- ・雨水排水工事 等

4. 工期 契約日 から 令和8年8月27日

※芝生初期養生期間は3ヶ月とする。

5. 一般事項について

(1) 現場説明会

本件の内容は、現場、入札心得、入札公告、特記仕様書、設計図書、安曇野市建築工事の手引等関連する仕様書類、長野県建設工事標準請負契約約款に基づき市が定める契約書（案）及び現場説明書（以下「設計図書等」という。）によるものとし、現場説明会は実施しない。

(2) 設計図書等に対する質問及び回答について

設計図書等に関する問い合わせは、「入札公告」記載のとおりとし、入札執行が完了するまでの間、本件に関しての面談又は電話（ただし、指定の問い合わせ先は除く。）等は一切認めない。

(3) 工事費内訳書の提出

入札時の工事費内訳書提出については「入札公告」による。

(4) 工事費内訳書記載数量は参考数量とする。

6. 本工事における特記事項

(1) 工事用地等

本工事に必要な用地は、以下のとおり。

使用目的	使用場所・面積
資材置場	協議による
駐車場	協議による
現場事務所	協議による

(2) 排水への対応

本工事施工に伴う排水は、沈殿処理・Ph管理等の各法令を守り、自然環境等へ悪影響を及ぼすことのないよう適正に処理し、特に指示のある場合を除き近傍の公共

用水域又は排水路等に排水する。また、排水路等は、常に適切な維持管理を行い、従前の機能を損なわないようにすること。ただし、周辺水路についての排水は、管理者と協議のうえ、同意を得ること。

- (3) 工事着手前に担当部署と協議し、事前のお知らせをおこなうこと。また看板等を設置して、工事内容の周知を行うこと。
- (4) 夜間、早朝及び休日での施工を実施する場合は監理者・監督員と打合せを行い、監理者・監督員の承諾を得たのちに、必要な場合は近隣への事前通達のうえ施工すること。
- (5) 周辺施設利用者及び周辺住民の安全に十分配慮すること。
- (6) 感染症対策は十分に講じること。
- (7) 各官公庁手続きについて、
事前に監督員・監理者が申請書類等の内容確認をしてから提出すること。
- (8) この工事は執務並行型の工事である。
- (9) 本工事は、「週休2日工事実施要領」週休2日工事の対象である。
なお、週休2日の取組実績に応じて、単価の補正を行い、設計変更を行うものとする。
(工事発注時は4週8休(通期)を想定した設計単価で積算している)
- (10) 仮設計画については施設管理者と十分に協議し計画すること。
- (11) 工事用水・工事用電力について、
工事期間中の工事用水・工事用電力は受注者負担とする。
ただし、初期養生期間の散水に係る水道料は発注者負担とする。

7. 工事請負契約書（案）に関する事項について

(1) 第39条（債務負担行為に係る契約の特則）関係

各会計年度における請負代金の支払限度額の割合は、次のとおりとする。

令和7年度	0%
令和8年度	100%

8. ~~本工事に関連する別途発注工事の予定~~

発注機関	工事名	工期	工事内容	備考

・本工事に近接・競合する工事の予定

発注機関				

・改修工事における工事箇所の順番は図のとおり。

9. 安全対策関係

① 交通誘導警備員

受注者が交通誘導業務を他人に委託する場合は、受託者は警備業法第4条の規定により公安委員会から警備業の認定を受けた者であること。

② 安全施設

発注者が想定している仮設（ゲート、仮囲い等）については、仮設計画図に示したとおり。受注者は明示された条件に基づき、自主的に工法を選定し、構造設計

等必要な検討を行い施工するものとする。 (任意仮設)

なお、明示した条件と現場が一致しない場合や明示されていない条件について予期することができない特別な状態が生じた場合において、必要と認められるときは設計変更の対象とする。

10. 工事用道路関係

現場への工事関係車両の入退場の路線は事前に監督員と協議をすること。

11. その他

火災保険等への加入期間は、請負契約後から契約工期末日後 14 日までとする。

特記仕様書（共通事項）

総務部 財産管理課

1. 保険等

建物（施設）引渡しまで工事受注者は、現場説明事項・施工条件明示事項に定める保険に入しなければならない。加入期間は原則として工事着手日とし、その終期は工事しゅん工後14日以降とする。

2. 各種調査等に対する協力について

本工事について、発注者が自ら又は、発注者が指定する第三者が行う下記調査等に対して、協力しなければならない。

(1) 公共事業労務費調査等

(2) 資材調査、建設副産物実態調査等

3. 工事検査

施工途中において総務部契約検査課職員または、発注機関の長の指定する職員による抜打ち検査を実施することがあるので、検査に協力すること。

4. 被害届等

暴力団関係者から工事妨害による被害を受けた場合は、被害届を速やかに警察に提出すること。

5. 工事実績情報サービス（CORINS）の登録について

(1) 請負金額が500万円以上（税込）の工事については、工事実績情報サービス（CORINS）の登録をすること。

(2) 登録する場合は、「登録のために確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受け、次に示す期間内に（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）に登録の手続きを行うこと。また、登録機関発行の「登録内容確認書」が届いた場合は、速やかに監督員に提示すること。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

① 工事受注時契約締結後10日以内

② 登録内容の変更時変更契約締結後10日以内

③ 工事完成時工事完成後10日以内

6. 施工体制台帳に係る書類について

(1) 工事受注者は、請負契約した全ての下請業者について、建設業法に定める「施工体制台帳」とそれに係る書類及び「施工体系図」を作成し、工事期間中工事現場に備え付けるとともに、その写しを監督員に提出すること。

(2) 「施工体系図」は工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示を行うこと。

(3) 次の業種についても請負契約に該当するため、(1)と同様とする。

・1日で完了する請負契約、少額な作業・雑工の請負契約

・クレーン作業、コンクリートポンプ打設等の日々の単価契約で行っている場合

・クレーン等の業種オペレーターを機械と一緒にリース会社から借上げる場合

7. 主任技術者及び監理技術者の専任について

主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）が専任を求められる工事である場合、監理技術者等を専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、次の期間については、専任を要しない。なお、具体的な期間については、監督員との打合せにおいて定めることとする。

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入、または仮設工事等が開始されるまでの期間）
- ② 自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③ エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- ④ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

8. 産業廃棄物等の取扱い

- (1) 廃棄物の処理に当たっては、受注者が自ら処理（分別、保管、収集、運搬及び処分の一連の行為）するときは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、適正に行うこと。
- (2) 廃棄物の処理の全部又は一部を委託する場合は、廃棄物処理法に基づく処理を業として許可を取得している者に委託すること。また、施工前に産業廃棄物処理委託契約書の写し、産業廃棄物処理業の許可証の写し、許可運搬車両一覧並びに処分地の案内図等をまとめた「廃棄物処理計画書」を監督員に提出すること。
- (3) しゅん工した時は、廃棄物ごとに処理数量を集計し、積込み状況の写真、処分状況の写真を添付した「廃棄物等処理報告書」を監督員に提出するとともに、マニフェストA票、B2票、D票並びにE票の原本（廃棄物の種類ごとに1セット）を提示すること。

9. 再生資源利用促進計画書等

「資源の有効な利用の促進に関する法律」（ラージリサイクル法）に基づき、受注者は、工事の着手前に「再生資源利用促進計画書」及び「再生資源利用計画書」を作成すること。

また、しゅん工後に「再生資源利用促進実施書」及び「再生資源利用実施書」を作成し、監督員に提出すること。

対象工事：ラージリサイクル法に規定する一定規模以上の工事

作成方法：COBRIS（建設副産物情報交換システム※）を利用すること。

※（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）が提供する建設副産物の情報交換サービス

10. 安全対策関係

- (1) 工事現場においては、労働災害、公衆災害防止に努めるとともに、全作業員を対象に定期的に安全教育、研修及び訓練を行うこと。
- (2) 安全教育、研修及び訓練については、工事期間中に月一回以上実施し、この結果は工事日誌へ記録するほか工事写真等も整理のうえ提出すること。なお、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。
- (3) 足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について（厚生労働省基発第0424001号平成21年4月24日）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きや

すい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。

11. 環境対策関係

- (1) 現場で使用する機械は、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型建設機械とすること。
- (2) 夜間、早朝等の稼動を避けること。ただし、監督員の承諾を受けた場合はこの限りでない。なお、運搬ルートの選定に当たっては影響の少ないルートを選定すること。
- (3) 汚水、汚濁、土砂の流失防止に努めること。また、表土復元等環境の回復に努めること。
- (4) 熱帯材合板型枠は、極力使用しないこと。

12. 過積載の禁止

- (1) 工事の施工計画にあたって、施工計画書に次の事項を具体的に記載するとともに、施工時においても遵守すること。
 - ① 積載重量制限を超過しての建設発生土の処理及び資機材（以下「資機材等」という。）の積載重量の厳重チェックを行うこと。
 - ② 過積載を行っている資材等納入業者からの資機材等購入は行わないこと。
 - ③ 過積載を防止するため、資機材等の購入にあたっては、納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
 - ④ 資機材等の運搬には、さし枠装着車、物品積載装置等の不正改造した車両及び不表示車等を使用しないこと。また、同車両からの資機材等の引き渡しを受けないこと。
 - ⑤ 下請業者や資機材等納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けた者または車両を使用した業務等において悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること。
 - ⑥ 飛散の恐れがあるものについては、飛散しないような処置を行い運搬すること。
 - ⑦ 土砂等の運搬に関する事業者の選定に当っては、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法第12条の規定に基づき届け出た団体構成員の雇用に努めること。
- (2) 以上の点について、下請業者についてもこれに準じ徹底すること。

13. ~~セメント及びセメント系固化材を使用した改良土について~~

- (1) ~~セメント及びセメント系固化材を使用した地盤改良及び改良土を再利用する場合は、六価クロム溶出試験を行い、その結果について監督員に報告する。~~
- (2) ~~セメント及びセメント系固化材とは、セメントを含有成分とする固化材で、普通ポルトランドセメント、高炉セメント、セメント系固化材、石灰系固化材をいい、これに添加物を加えたものを含める。~~
- (3) ~~六価クロム溶出試験は「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」（以下「実施要領（案）」という。）により実施し、土壤環境基準を超えないことを確認する。~~

14. アスベスト建材使用箇所等の事前調査

- (1) 石綿等による健康障害を防止するため、とりこわし、改修工事の解体及び撤去等作業前、

図面・施工範囲目視、その他適切な方法によるアスベスト含有材料の有無について調査を行い、報告書を監督員に提出する。アスベスト含有材料が無かった場合においても書面にて報告を行う。

報告書の記載内容

- ① アスベスト材料の種別
- ② アスベスト形状、飛散可能性の有無
- ③ 製造所・製品名称、製造所の公表するアスベスト含有率

なお、上記調査において、アスベスト分析調査が必要な場合は別途監督職員と協議を行う。

- (2) 監督員の指示による「石綿（アスベスト）の事前調査結果」、「建築物等の解体・改修等作業に関するお知らせ」について、公衆の見やすい場所に掲示を行う。

15. 建設業退職金制度について

- (1) 工事受注者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。
- (2) 工事受注者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入し現物により交付すること、または建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すべきこと。
- (3) 請負代金の額が800万円以上の建設工事の請負契約を締結した時は、工事受注者は建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を工事締結後1ヶ月以内に発注者に提出すること。なお、工事契約締結当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合又は、建退共対象労働者を使用しない場合においては、あらかじめその理由を書面により申し出ること。

16. 資材の市内産優先使用及び市内企業の優先採用

- (1) 工事受注者は、本工事に使用する材料については、規格・品質等の条件を満足するものについては、市内産資材を優先使用するよう努めること。
- (2) 工事受注者は、工事用資材の調達に当たっては、極力市内の取扱い業者から購入すること。
- (3) 下請契約を締結する際には、市内企業の採用に努めること。

17. 再資源化及び再生資源等使用状況

工事受注者は、しゅん工時にコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、木くずの再資源化の状況、再生資源（再生クラッシャーラン、再生アスファルト・コンクリート、再生土砂）及び信州リサイクル製品の使用状況について、監督員へ報告すること。

18. レディーミクストコンクリート製造工場の選定について

受注者は、I類コンクリートの製造工場を、JISマーク表示認証工場（改正工業標準化法（平成16年6月9日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場）で、かつ、コンクリート製造に係る指導及び品質管理を行う施工管理技術者（コ

ンクリート主任技士等)が置かれ、良好な品質管理が行われている工場(全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等)から選定する。

ただし、これにより難い場合は、監督員と協議する。

19. 工事進捗状況報告書

監督員の指示により、毎月の工事の進捗状況を報告書にまとめて提出する。

添付書類

- ・工事記録(工事の経過に伴う主な工事内容等の事項を記載した月報)
- ・工事打合わせ記録簿(当月分)
- ・工事写真(工事の進捗状況がわかるものを数枚)

20. 施工図等の取扱い

施工図等の著作権に関わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲する。

21. 設計図CADデータについて

本工事の設計図CADデータを貸与する。貸与したCADデータは、本工事の履行に必要な施工図の作成及び完成図の作成においてのみ使用することとし、それ以外の目的で使用してはならない。

22. 完成写真の著作権の権利等について

工事受注者は、完成写真の撮影者との契約にあたって、以下の事項を条件とすること。

- ① 完成写真是、市が行う事務並びに市及び市が認めた公的機関の広報に、無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
- ② 以下に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。
 - イ. 完成写真を公表すること。
 - ロ. 完成写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

23. 高度技術・創意工夫・社会性に関する実施状況の提出について

受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は、地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、施工に先立ち所定の様式により提出することができる。

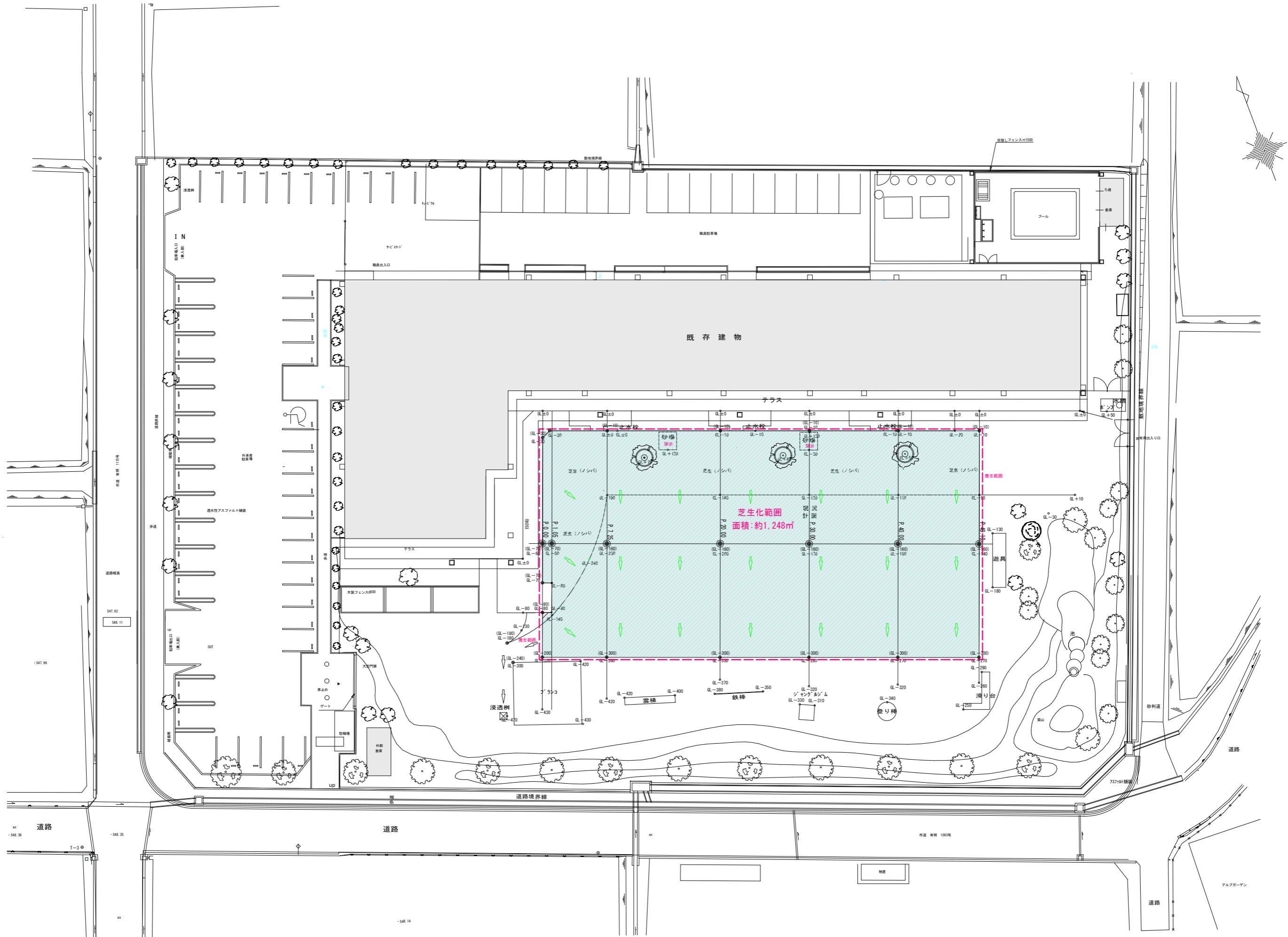
高度技術・創意工夫・社会性等の具体的な内容がある場合は、「別添様式」及び、「説明資料」を提出すること。なお、用紙サイズはA4版とする。

24. 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について

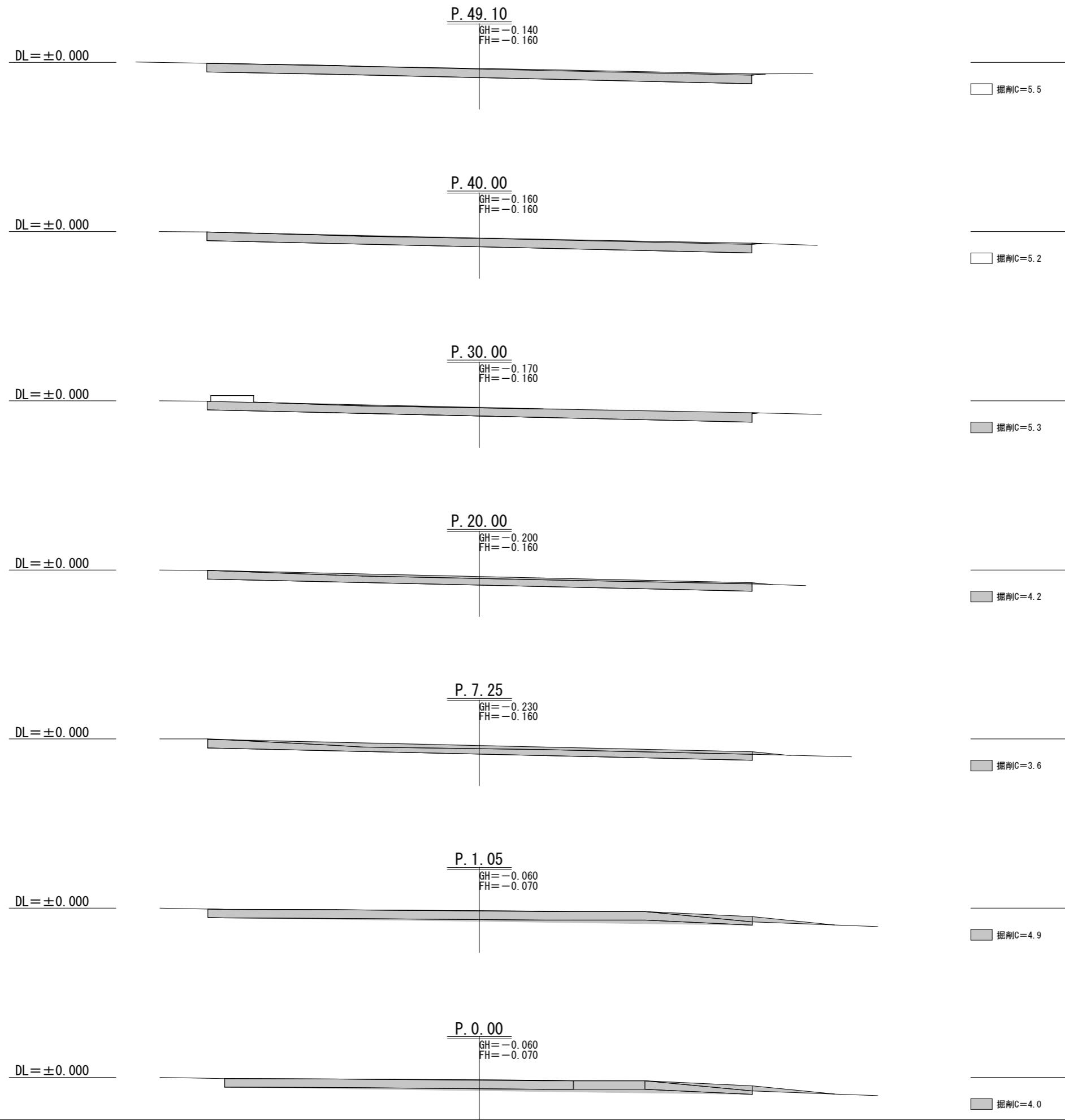
落札者(随意契約の場合にあっては、契約の相手方)は、建設業法(昭和24年法律第100号第20条の2第2項に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定(随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定)から請負契約を締結するまでに、契約を担当する者に対して、その旨を当該事業の状況の把握のため必要な情報を合わせて通知すること。

令和7年2月12日適用版

令和7年度（債務負担行為） 認定こども園芝生化事業
有明あおぞら認定こども園 園庭整備工事

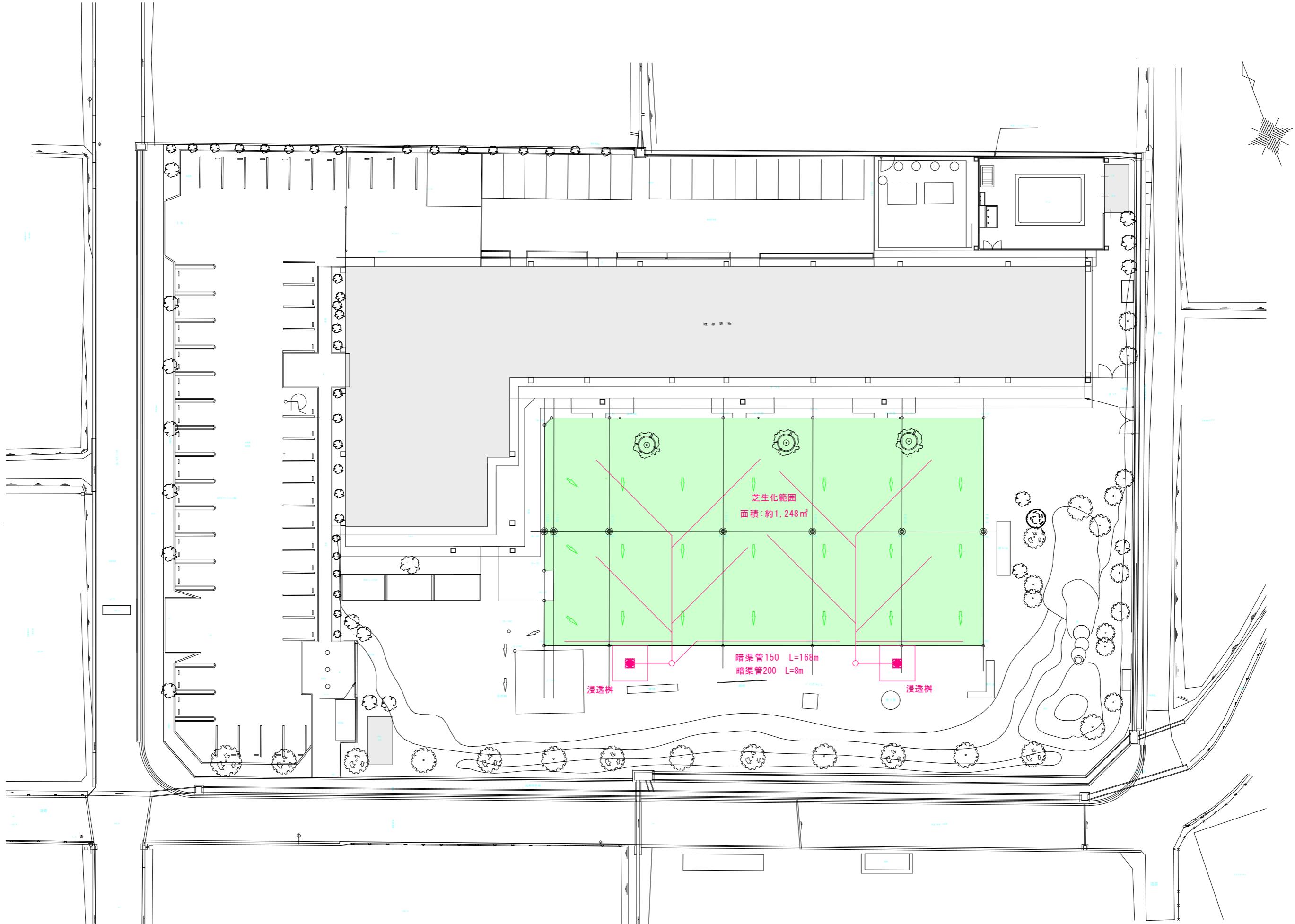


			DRAW	CHECK	CONSTRUCTION NAME	MAP NAME	MAP NO.
					令和7年度（債務負担行為）	配置図（平面図）仮設計画図	
			DATE	SCALE	認定こども園芝生化事業 有明あおぞら認定こども園 園庭整備工事	A3 : S=1:400	
							A - 0 1

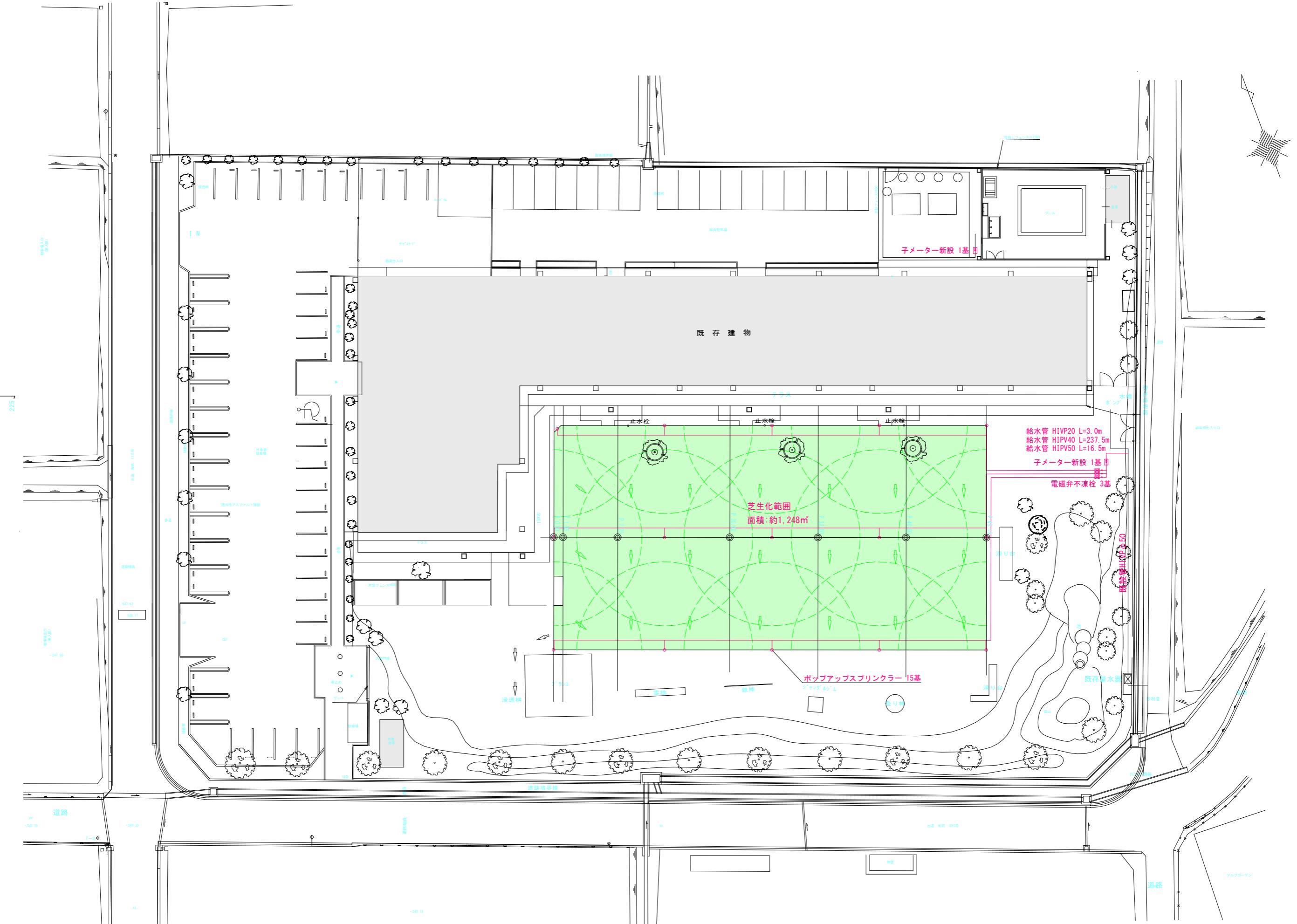


芝生化部分横断図

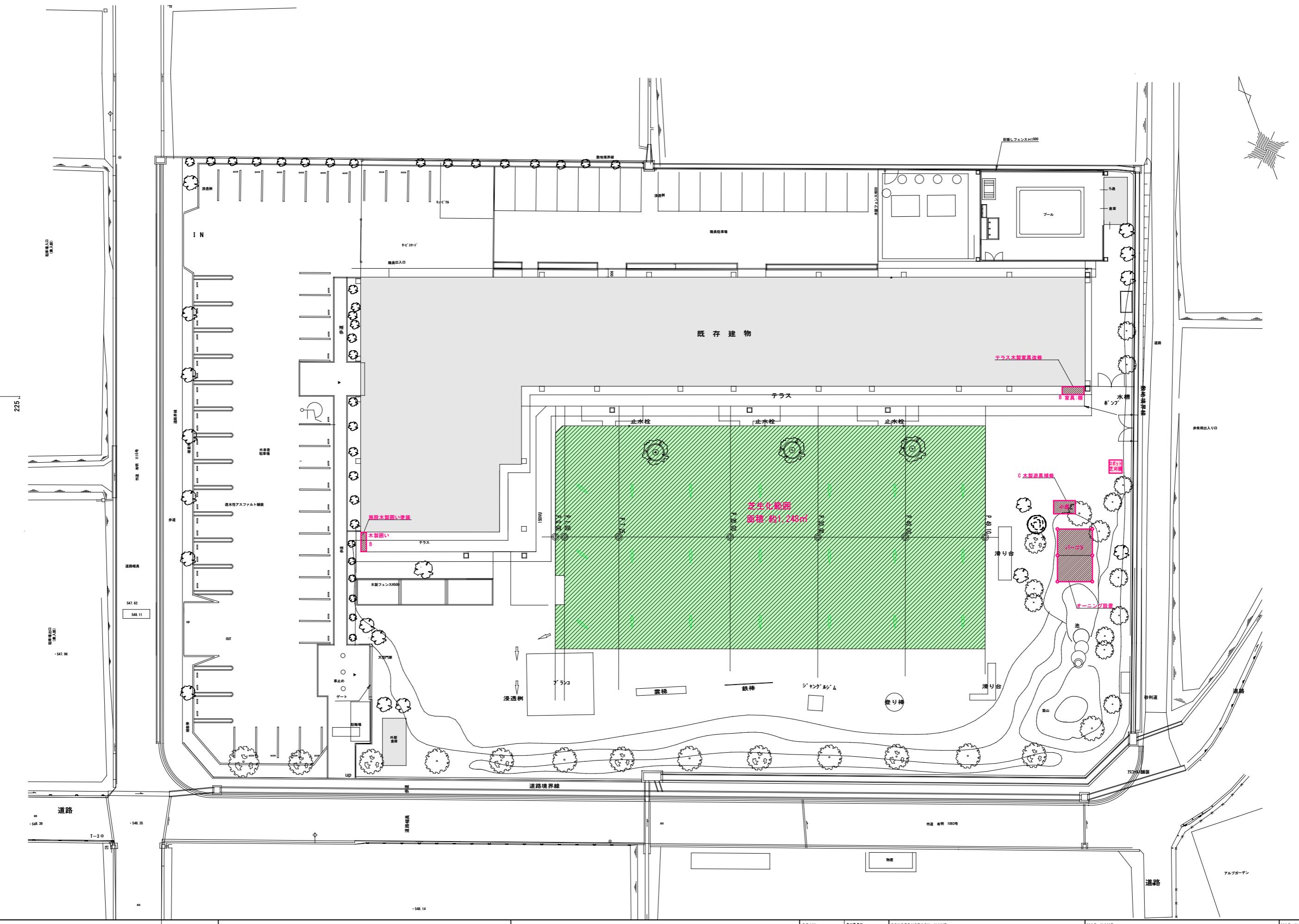
			DRAW	CHECK	CONSTRUCTION NAME 令和7年度(債務負担行為) 認定こども園芝生化事業 有明あおぞら保育園 園庭整備工事	MAP NAME 計画横断図	MAP NO. A-02
			DATE			SCALE	

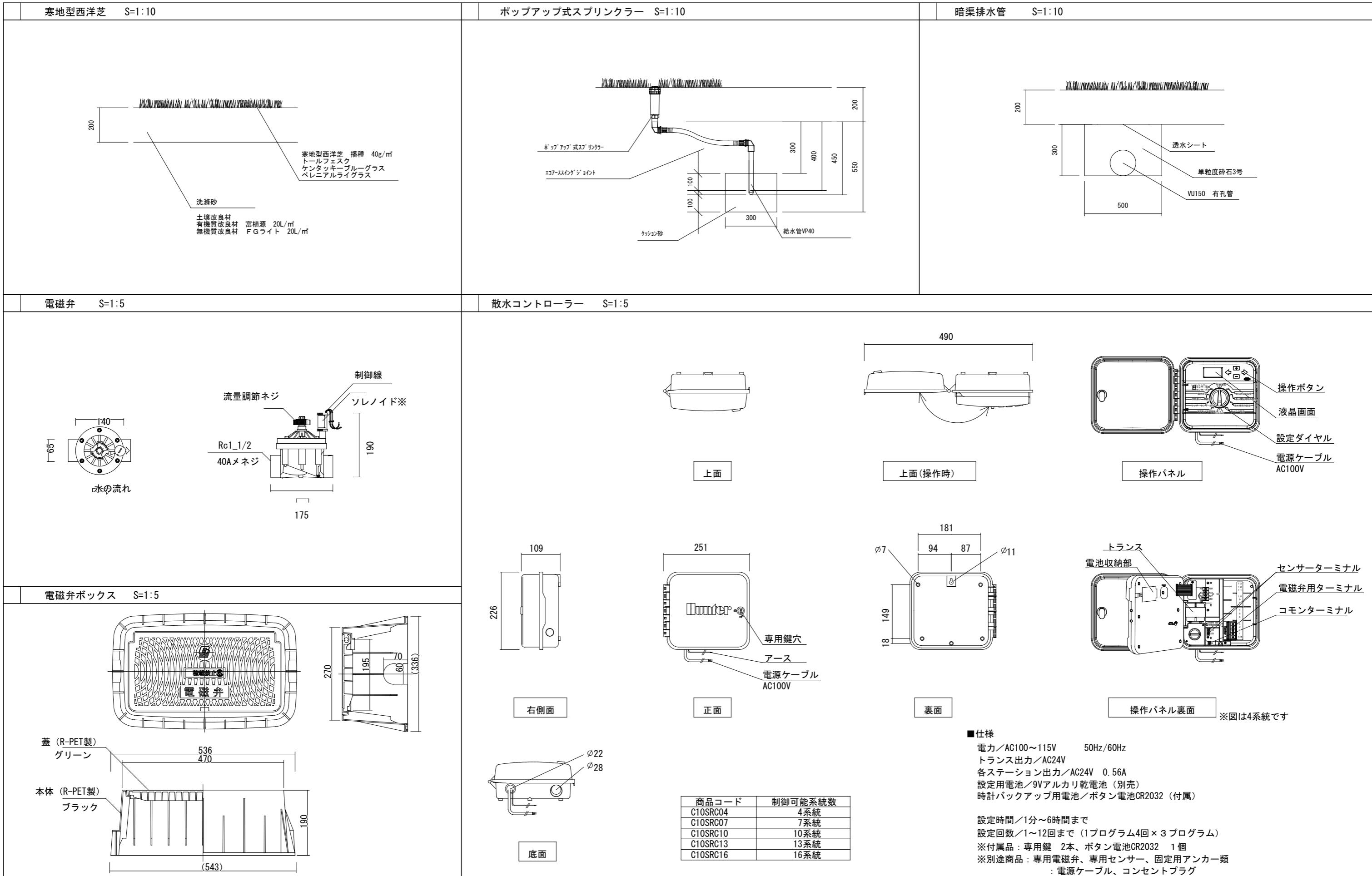


DRAW DATE	CHECK	CONSTRUCTION NAME 令和7年度（債務負担行為） 認定こども園芝生化事業 有明あおぞら認定こども園 園庭整備工事	MAP NAME 排水設備図	MAP NO. A - 03
			SCALE A3:S=1:400	

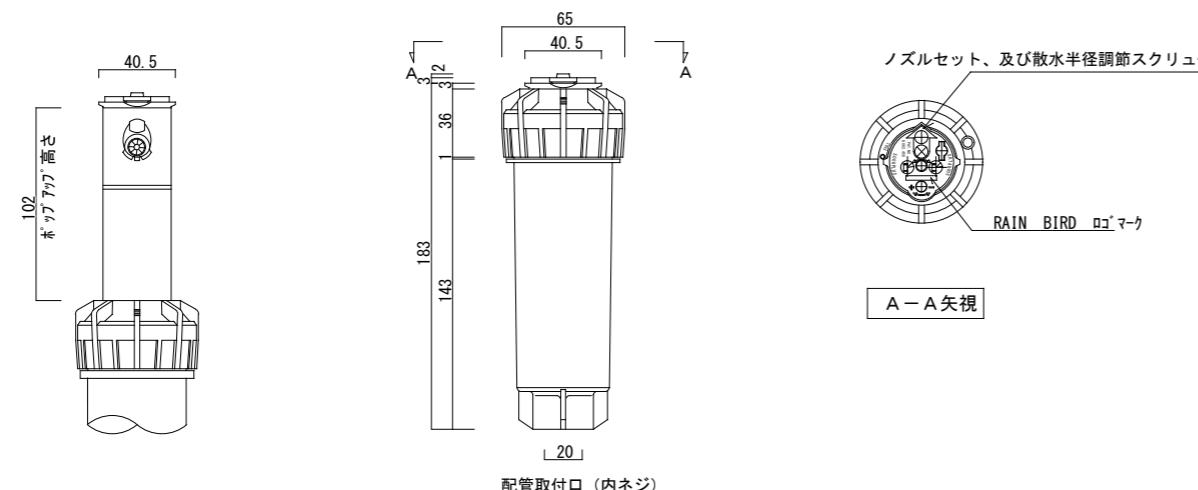


			DRAW	CHECK	CONSTRUCTION NAME 令和7年度（債務負担行為） 認定こども園芝生化事業 有明あおぞら認定こども園 園庭整備工事	MAP NAME 給水設備図	MAP NO. A-04
			DATE		SCALE A3:S=1:400		



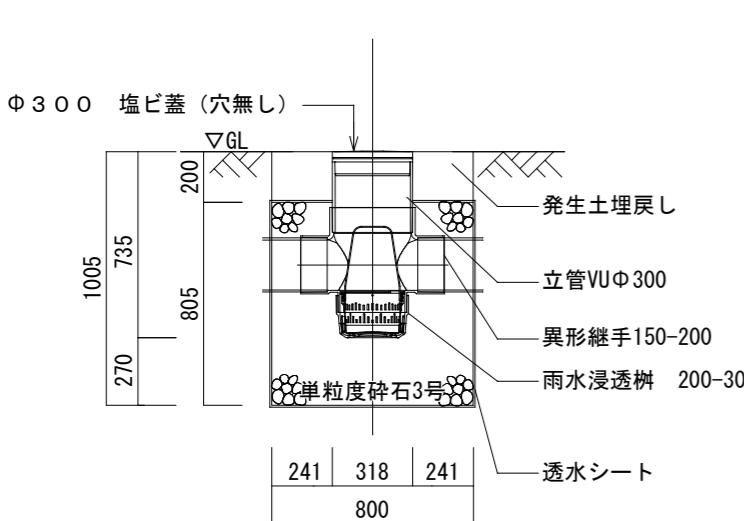


			DRAW	CHECK	CONSTRUCTION NAME 令和7年度(債務負担行為) 認定こども園芝生化事業 有明あおぞら認定こども園 園庭整備工事	MAP NAME 外構詳細図O 1	MAP NO. A - 0 7
			DATE	SCALE			

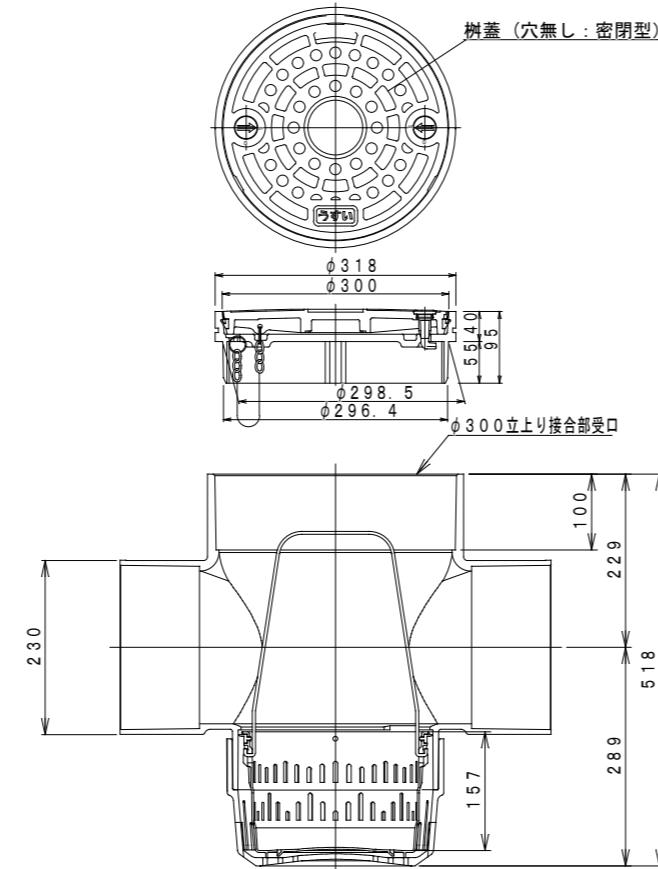


※製品は参考型番とし、同等品以上とする

仕様	5) 散水半径 7. 6~15. 2m (7. 6~10. 7m)	
1) ギヤドライブ式型ポップアップスプリンクラー	6) ノズル孔噴射角 25° (低仰角10°)	ポップアップ式ロータリースプリンクラー
全円 フルサークル 360°	7) ケース材質 ABS樹脂	5004PL-FC (フル) PC (パート) -SAM 外形寸法図
全円・分円兼用 パートサークル 40° ~ 360°	ライザーブラスチック製	
2) シーラマチックバルブ内蔵型 設定水頭 2. 1m (オプション) タイプ		
3) 使用圧力 1. 7~4. 5bar	5004/5004プラス-FC又はPC-SAM	
4) Rain Curtain ノズル付き (MPRノズル)		

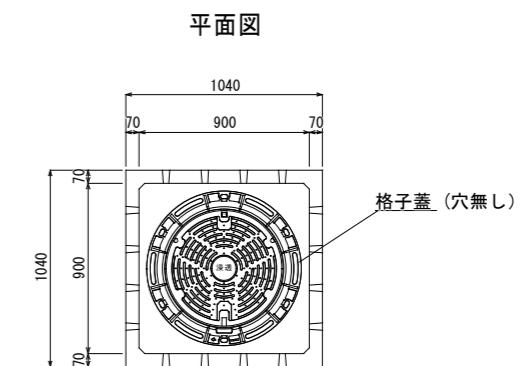


数量表		(1箇所当)
名 称	計 算 式	数 量
掘削	$V=0.80^{\wedge}2*1.005=0.64$	0.6 m ³
発生土埋戻し	$V=(0.8^{\wedge}2*0.20-0.318^{\wedge}2*PI() / 4 * 0.20) / 0.9 = 0.12$	0.1 m ³
残土処分	$V=0.64-0.12=0.52$	0.5 m ³
単粒碎石埋戻し(3号)	$V=0.80^{\wedge}2*0.805-(0.318^{\wedge}2*PI() / 4 * 0.535+0.23^{\wedge}2*PI() / 4 * 0.241*2)=0.45$	0.5 m ³
透水シート	$S=0.80*0.805*4+(0.80^{\wedge}2*0.318^{\wedge}2*PI() / 4)=3.78$	3.8 m ²
雨水浸透樹	SUMA-90L-200-300	1.0 本
雨水浸透樹蓋	C-AI-ライト	1.0 本
塩ビ異形継手	VU管 φ150-200	1.0 個
塩ビ立管	VU管 φ300 L=0.735-0.04-0.518+0.10=0.28	0.3

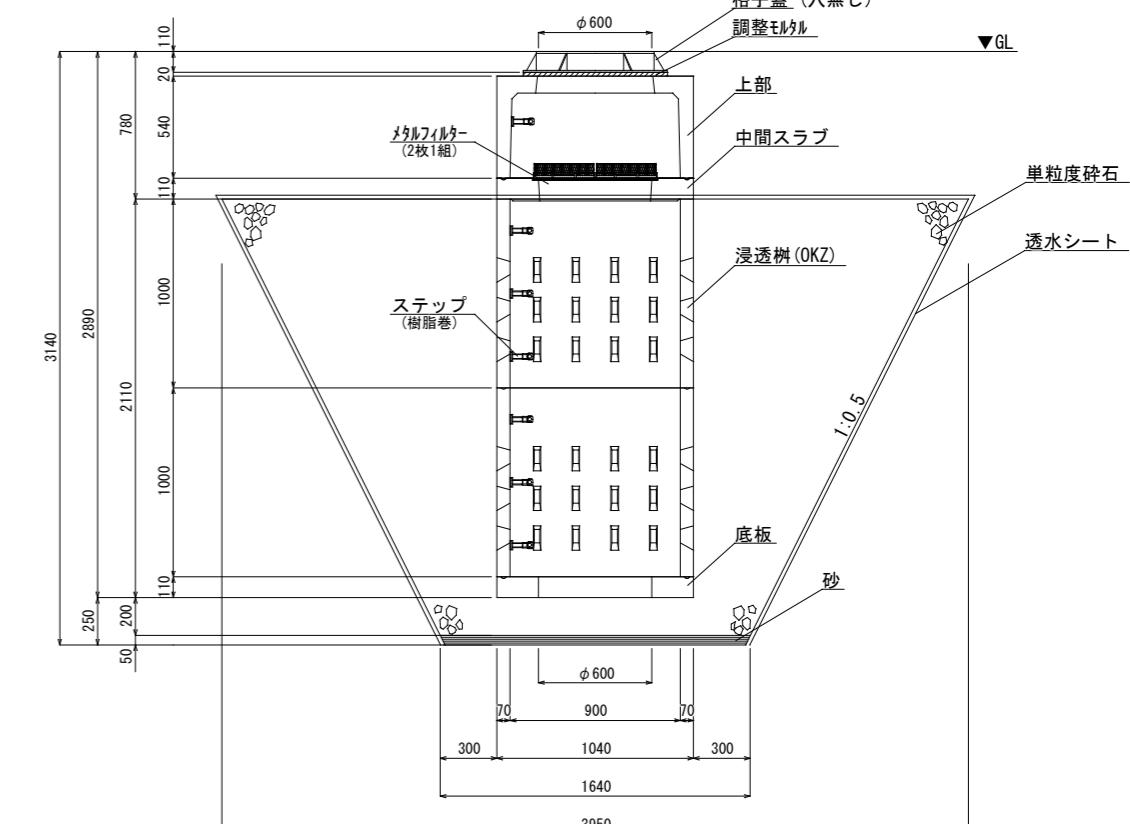


浸透樹標準断面図

OKZ900



断面図

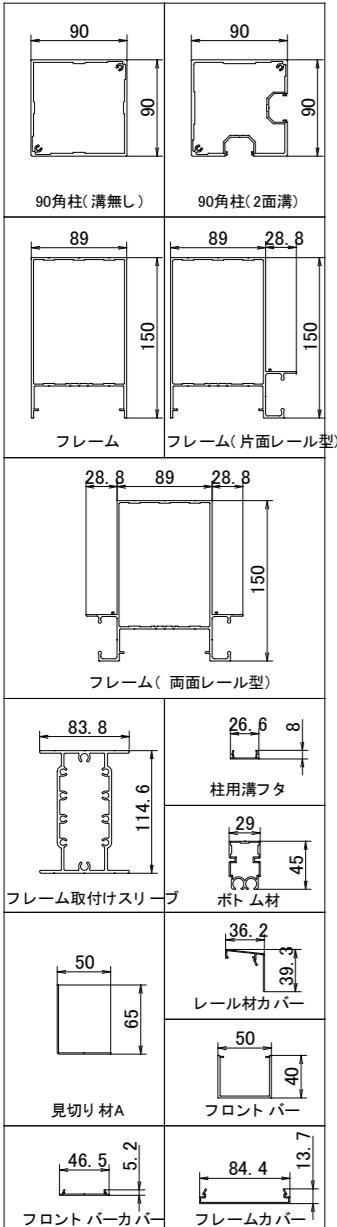


材 料 表		(1基当り)
	名 称	品 名
油 漆 蓋	鉄蓋	T-25格子鉄蓋
	浸透樹上部	OKZS-0945 900×H540
	中間床(中間スラブ)	OKZBM-900
	OKザーフィルター	雨水協認定品(2枚1組)
	浸透樹本体	OKZ-900
	底板	OKZB-900
	ステップ	樹脂巻きステップ

※この浸透樹はごみの浸透部への流入を防ぐ事で
浸透能力の低下を抑え、かつメンテナンス時や子供
の転落防止の安全対策も考慮した製品です。

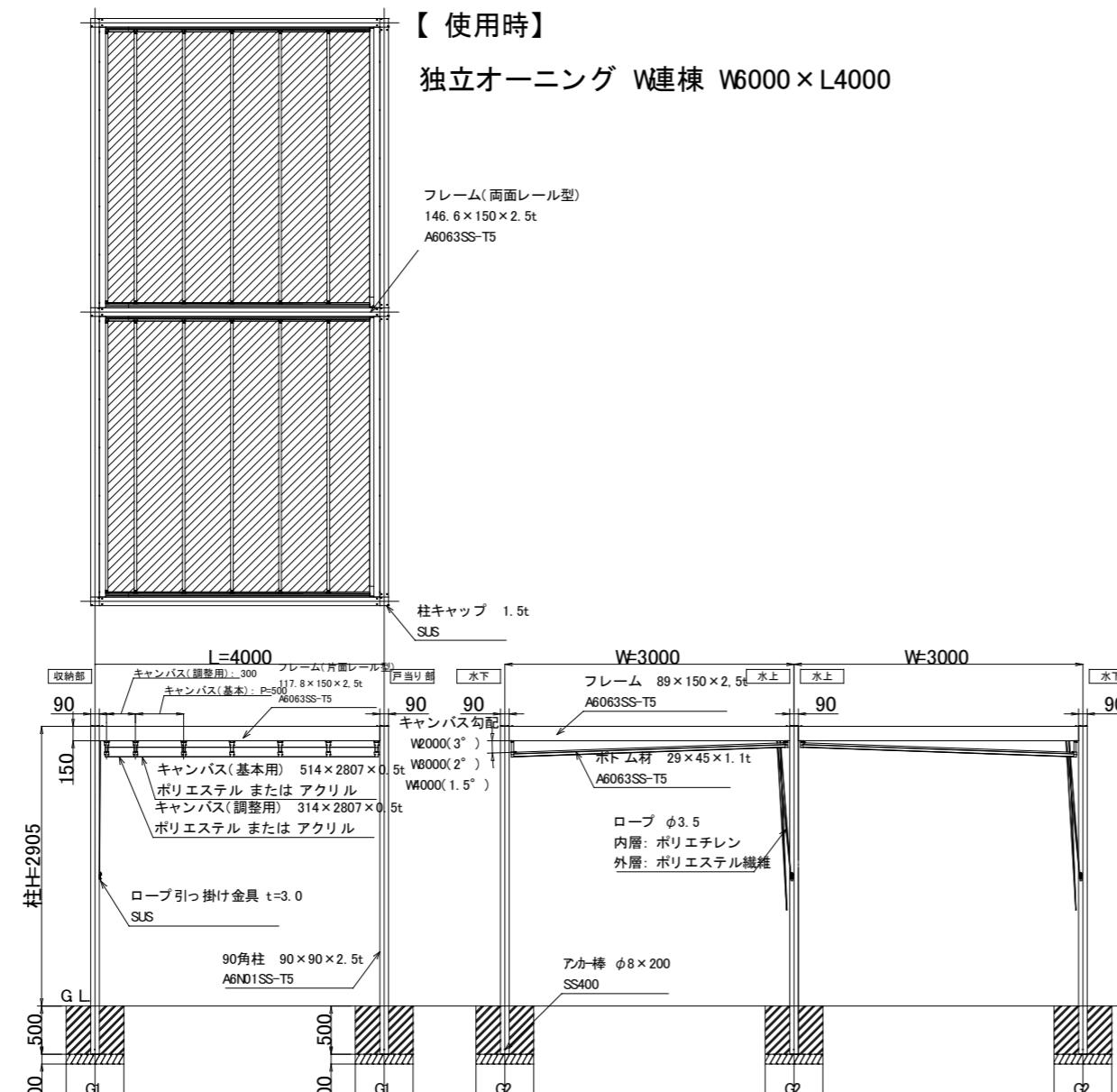
数量表		(1箇所当り)
名 称	計 算 式	数 量
掘削	$V=3.95^2 * 0.78 = 12.2$ $V=1/3 * (3.95^2 + 3.95 * 1.64 + 1.64^2) * 2.36 = 19.5$ $V=12.2 + 19.5 = 31.7$	31.7 m3
発生土埋戻し	$V=(12.2 - 1.04^2 * 0.78) / 0.9 = 12.6$	12.6 m3
残土処分	$V=31.7 - 12.6 = 19.1$	19.1 m3
単粒碎石埋戻し(3号)	$V=1/3 * (3.95^2 + 3.95 * 1.69 + 1.69^2) * 2.31 - 1.04^2 * 2.11 = 17.1$	17.1 m3
透水シート	$S=2 * (3.95 + 1.64) * ((3.95 - 1.64) / 2)^2 + 2.36 * 2) / (1/2) + 3.95^2 + 1.64^2 - 2 * 1.04^2 = 46.6$	46.6 m2
フィルター砂	$V=1/3 * (1.69^2 + 1.69 * 1.64 + 1.64^2) * 0.05 = 0.14$	0.14 m3
混土壤(0.79700)	※材料表参照	1.0 甚

部材断面一覧 (1/5)

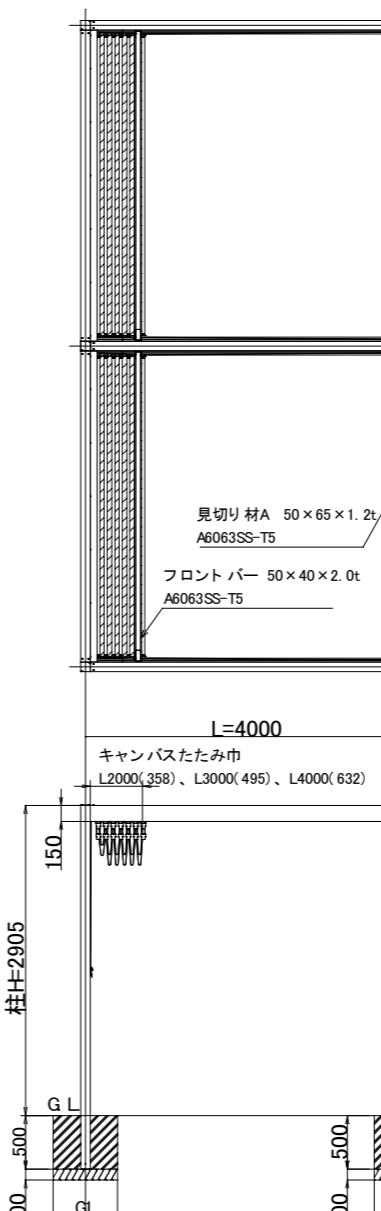


【 使用時】

独立オーニング W連棟 W6000×L4000



【 収納時】



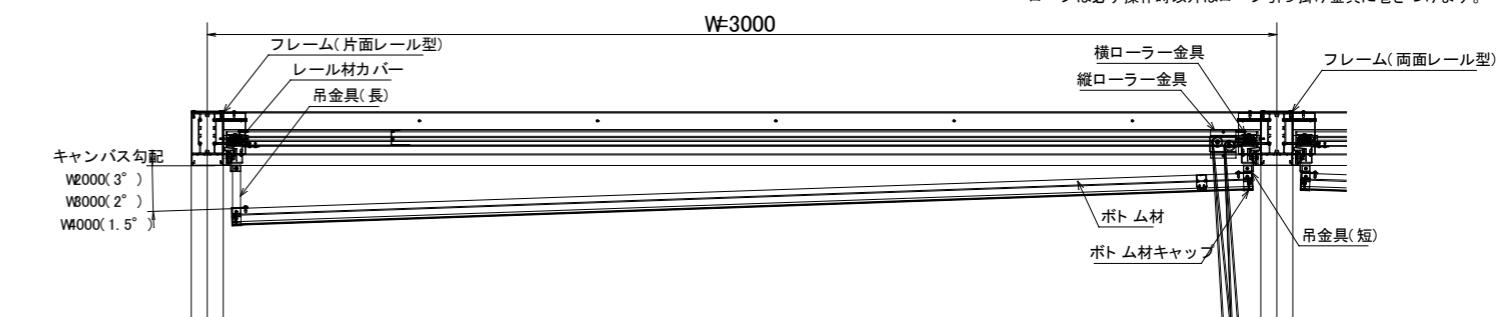
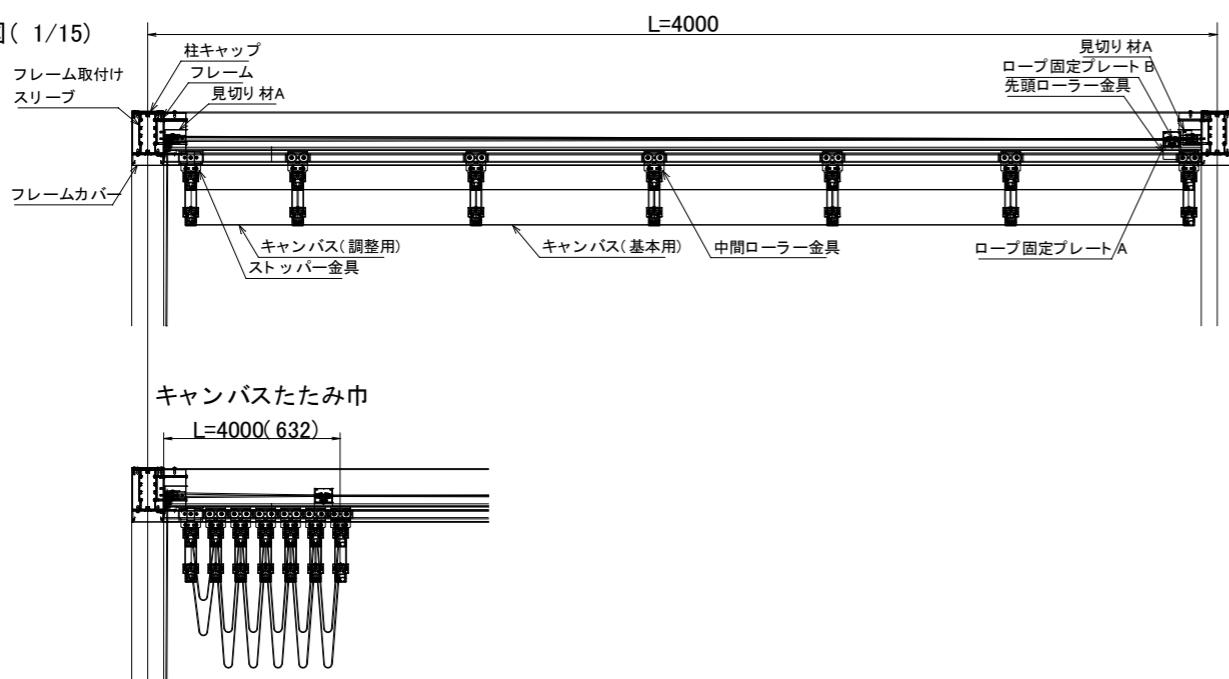
名称 独立オーニング W連棟納まり

主要部材寸法表

部材名	材質
90角柱	JIS H 4100 A6N01SS-T5
フレーム	
フレーム(片面レール型)	
フレーム(両面レール型)	
ボトム材	JIS H 4100 A6063SS-T5
フロントバー	
見切り材A	
キャンバス	ポリエステル または アクリル

※基礎はV0=34m/s (収納時)、地表面粗度区分III、長期地耐力50(k N/m²) の時の参考寸法です。
設置する地域、地盤条件等に合わせて検証してください。

詳細図 (1/15)

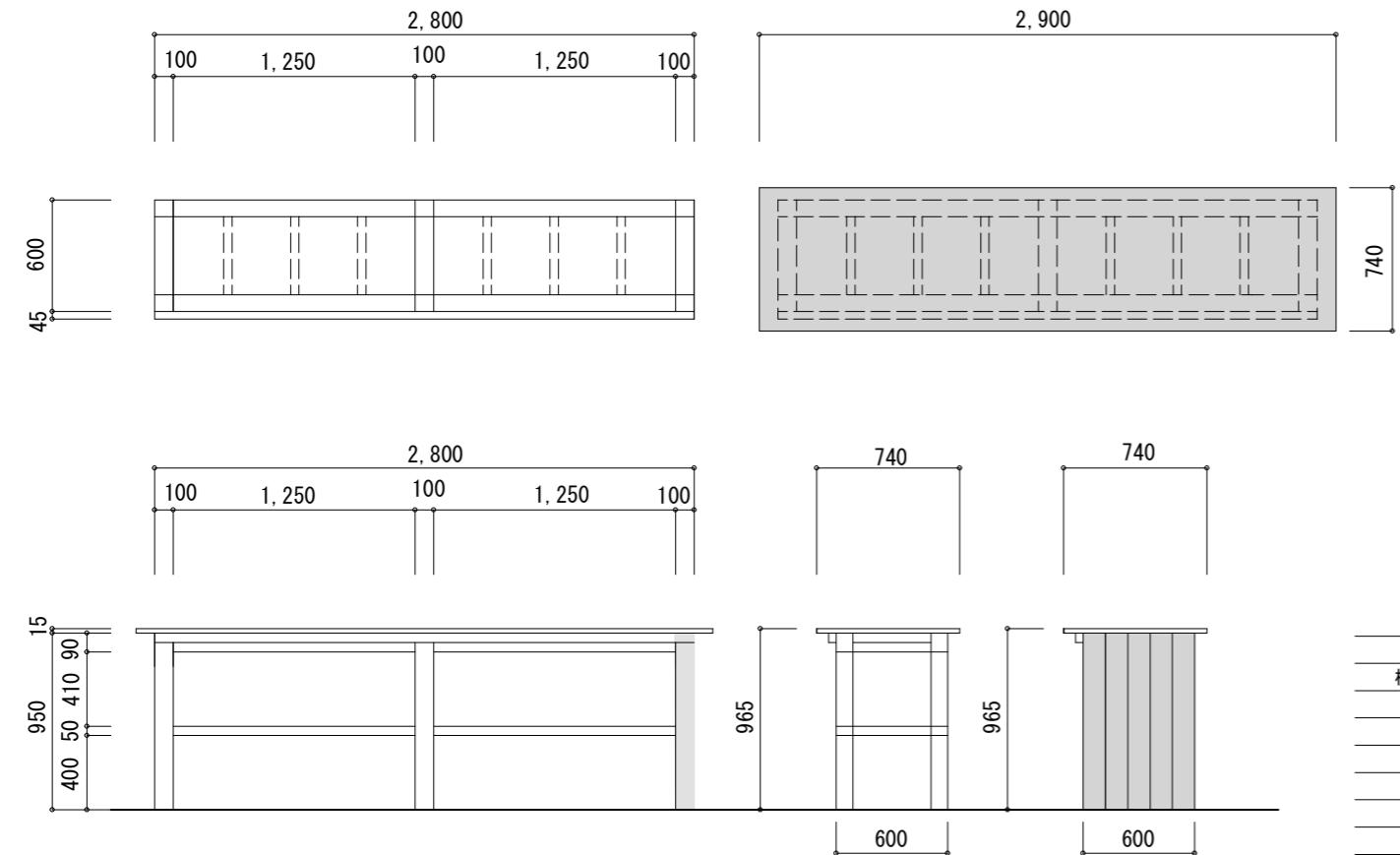


(寸法単位: mm)

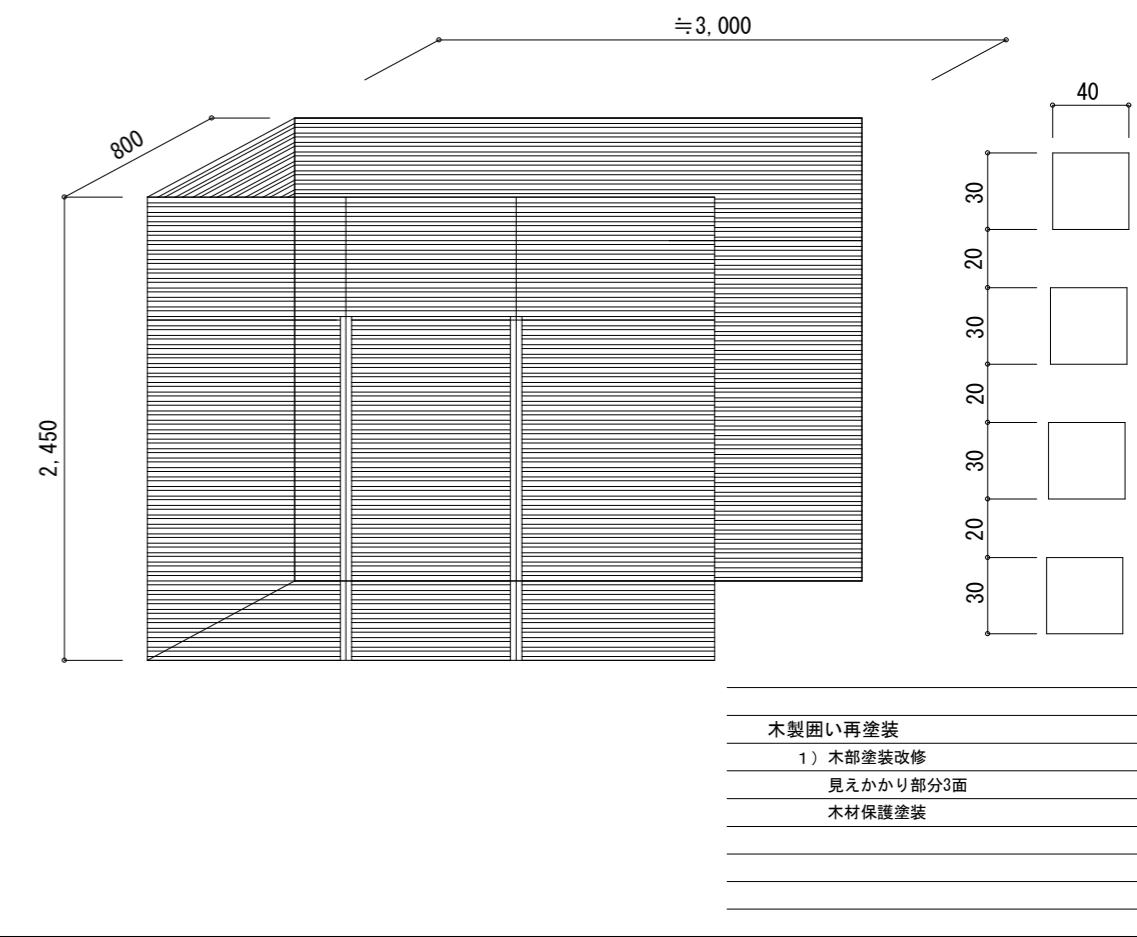
0953SK003同等

			DRAW	CHECK	CONSTRUCTION NAME 令和7年度(債務負担行為) 認定こども園芝生化事業 有明あおぞら認定こども園 園庭整備工事	MAP NAME オーニング詳細図	MAP NO. A - 0 9
			DATE				
						SCALE A3: S= 1: 5, 1: 15, 1: 100	

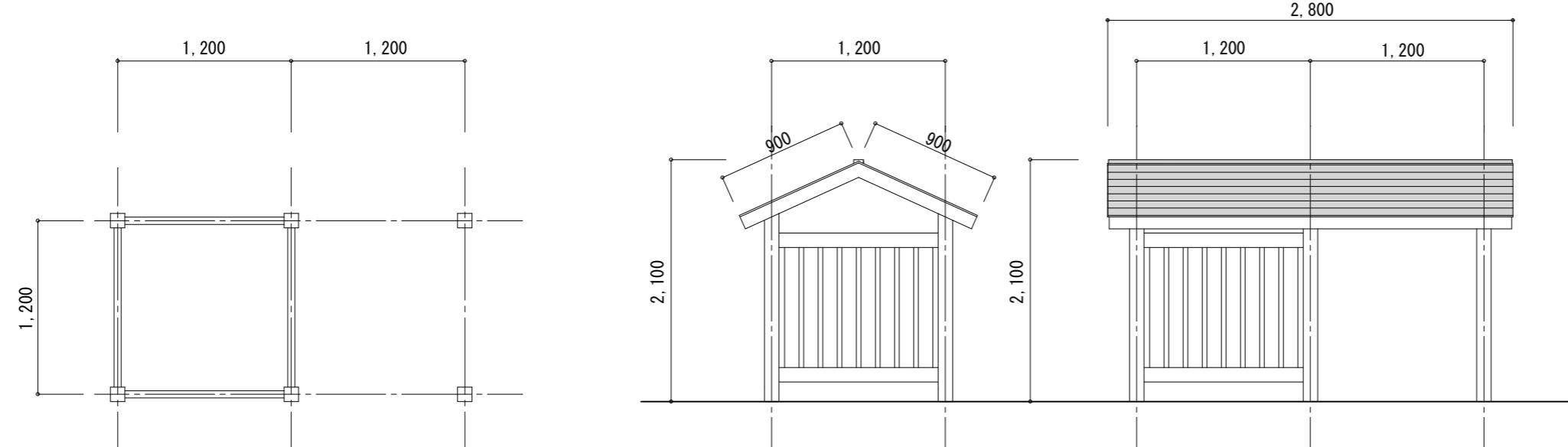
A 棚



B 囲い



C 遊具



			DRAW	CHECK	CONSTRUCTION NAME	MAP NAME	MAP NO.
					令和7年度(債務負担行為) 認定こども園芝生化事業 有明あおぞら認定こども園 園庭整備工事	雑詳細図	A - 10
						SCALE A3: S=1: 40	

電気設備工事

I 工事概要

1 工事場所 安曇野市 有明あおぞら認定こども園

2 建物概要

建物別	種別	構造	階数	敷地面積(m ²)	建築面積(m ²)	延べ面積(m ²)
有明あおぞら認定こども園	S	1				

3 工事種目

工事種目	項目	建物別及び屋外
電灯設備	幹線、分岐 分電盤改修	○
動力設備	幹線、分岐 分電盤改修	
電熱設備	幹線、分岐	
雷保護設備		
受変電設備		
静止形電源設備	直流電源装置	
発電設備		
電灯分電盤		
構内情報通信網設備	LAN用配管	
構内交換設備	電話設備	
情報表示設備	時計設備	
映像・音響設備		
拡声設備		
誘導支援設備	インターホン・ドアホン・警報	
テレビ受信設備		
監視カメラ設備		
駐車場監視設備		
防犯・入退室管理設備	予備配管	
自動火災報知設備		
自動閉鎖設備		
非常警報設備	非常放送装置	
ガス漏れ警報設備		
中央監視制御設備		
構内配電線路		
構内通信線路		
昇降機設備		

4 図面目録

番号	図面名称
1	電気設備工事 特記仕様書
2	電気設備平面図
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	

II 工事仕様

1 共通仕様

- (1) 図面及び特記仕様書に記載されてない事項は、国土交通省大臣官房官庁常勤部の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(最新版)」(以下、「標準仕様書」という。)、「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(最新版)」(以下、「改修標準仕様書」という。)及び「公共建築設備工事標準仕様書(電気設備工事編)(最新版)」(以下、「改修標準仕様書」という。)による。
- (2) 機械設備工事を含む場合、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。

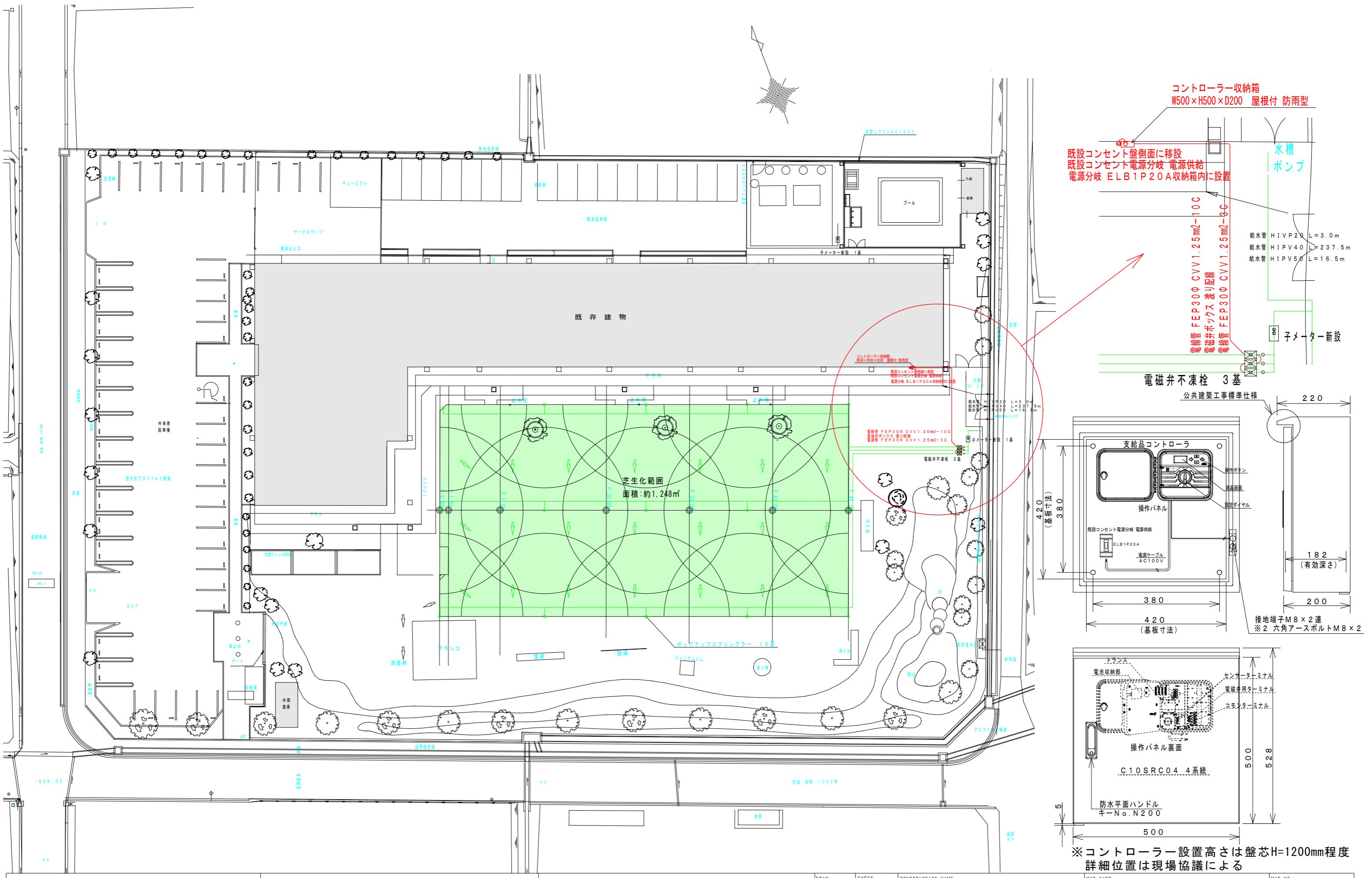
2 特記仕様

特記仕様は別紙「特記仕様書(共通事項)」によるほか次の各項目による。

- (1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
(2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。

項目	特記事項
① 機材等	本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するものの又は、これらと同等なものとする。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承認を受ける。
② 機材の品質・性能証明	使用する機材が、社団法人・公共建築協会が発行する「建築材料・設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿」等によつて所定の評価を受けている場合は、監督職員への機材の品質及び性能を有することの証明となる資料の提出を省略することができる。
③ 化学物質を発散する建築材料等	本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。 (1)合板、木質系コアリング、構成パネル、集成材、単板積材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 (2)保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 (3)接着剤はフル酸ジーネーブル及びタル酸ジーエチルヘキシルを含有しない難揮発性の可燃剤を使用し、ホルムアルデヒド、トルエン、キシン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 (4)塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 (5)上記(1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他什器等は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 なお、ホルムアルデヒドを放散しないものとは放散量が規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの放散が極めて少ないものとは放散量が第三種のものをいい、原則として規制対象外のものを使用するものとする。 ただし、該当する材料等がない場合は、第三種のものを使用するものとする。 また、「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。
④ ホルムアルデヒドの放散量	該当する建築材料 ①JIS及びJASのF☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③下記表示あるJAS規格品 a 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b 接着剤不使用 c 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用 d ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 e 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用 f 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用
規制対象外	①JIS及びJASのF☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の5第3項による国土交通大臣認定品 ③旧JISのE〇規格品 ④旧JASのF〇規格品

番号	図面名称
13	電気保安技術者
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	工事用仮設物
42	足場・さん橋類
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	
51	
52	
53	
54	
55	
56	
57	
58	
59	
60	
61	
62	
63	
64	
65	
66	
67	
68	
69	
70	
71	
72	
73	
74	
75	
76	
77	
78	
79	
80	
81	
82	
83	
84	
85	
86	
87	
88	
89	
90	
91	
92	
93	
94	
95	
96	
97	
98	
99	
100	
101	
102	
103	
104	
105	
106	
107	
108	
109	
110	
111	
112	
113	
114	
115	
116	
117	
118	
119	
120	
121	
122	
123	
124	
125	
126	
127	
128	
129	
130	
131	
132	
133	
134	
135	
136	
137	
138	
139	
140	
141	
142	
143	
144	
145	
146	
147	
148	
149	
150	
151	
152	
153	
154	
155	
156	
157	
158	
159	
160	
161	
162	
163	
164	
165	
166	
167	
168	
169	
170	
171	
172	
173	
174	
175	
176	
177	
178	
179	
180	
181	
182	
183	
184	
185	
186	
187	
188	
189	
190	
191	
192	
193	
194	
195	
196	
197	
198	
199	
200	
201	
202	
203	
204	
205	
206	
207	
208	
209	
210	
211	
212	
213	
214	
215	
216	
217	
218	
219	
220	
221	
222	
223	
224	
225	
226	



			DRAW CHECK CONSTRUCTION NAME DATE	MAP NAME	MAP NO.
				電磁弁コントローラ 電気設備	E-02
				SCALE	

機械設備工事

I. 工事概要							
1. 工事場所 安曇野市 有明あおぞら認定こども園							
2. 建物概要							
建物別	種別	構造	階数	敷地面積(m ²)	建築面積(m ²)	延べ面積(m ²)	備考
有明あおぞら認定こども園 S 1							
3. 工事種目(○印を付いたものを適用する)							
工事種目	建物別	工事内容					屋外
○空気調和設備		○一式	○一式	○一式	○一式	○一式	
○冷暖房設備		○一式	○一式	○一式	○一式	○一式	
○暖房設備		○一式	○一式	○一式	○一式	○一式	
○換気設備		○一式	○一式	○一式	○一式	○一式	
○排煙設備		○一式	○一式	○一式	○一式	○一式	
○自動制御設備		○一式	○一式	○一式	○一式	○一式	
○衛生器具設備		○一式	○一式	○一式	○一式	○一式	
●給水設備		○一式	○一式	○一式	●一式		
○排水設備		○一式	○一式	○一式	○一式	○一式	
○給湯設備		○一式	○一式	○一式	○一式	○一式	
○消防設備		○一式	○一式	○一式	○一式	○一式	
○ガス設備		○一式	○一式	○一式	○一式	○一式	
○給油設備		○一式	○一式	○一式	○一式	○一式	
○厨房機器設備		○一式	○一式	○一式	○一式	○一式	
○実験実習器具設備		○一式	○一式	○一式	○一式	○一式	
○浄化槽設備		○一式	○一式	○一式	○一式	○一式	
○		○一式	○一式	○一式	○一式	○一式	
4. 設備概要(○印を付いたものを適用する)							
方法及び種別	設備概要						
空調方式							
冷暖房方式							
暖房方式		・温風暖房	・温水暖房	・FF暖房			
換気方式		・局所換気					
○給水方式		●水道管式	・加圧式	・高置タンク式(・上水・井水)			
		・建物内汚水、雑排水(・分流・合流)					
		・建物外汚水、雑排水(・分流・合流)					
排水方式		・浄化槽(・合併・単独)					
		・放流水・公共下水					
消防設備の種別		・屋内消火栓設備・消火器					
ガスの種別		・都市ガス(発熱量KJ/Nm、供給事業者名:)					
液化石油ガス(発熱量100.000KJ/Nm)							
5. 指定部分: 無	・有	(指定部分しゅん工期限 平成年月日)					
対象部分:							

II. 図面目録

No.	図面名稱	No.	図面名稱
L-1	機械設備工事 特記仕様書		
18	取扱説明板		
19	総合調整		
20	容量等の表示		
21	耐震調査		

III. 工事仕様

1. 共通仕様

(1)図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房常勤課の「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(改新版)」(以下、「標準仕様書」という。)、「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和4年版)」(以下、「改修標準仕様書」という。)及び「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(令和4年版)」(以下、「標準図」という。)による。

(2)電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事は、それぞれの工事仕様を適用し、下記の工事仕様は適用しない。

参考書: 安曇野市建築工事の手引き(以下、「手引き」という。)安曇野市総務部財産管理課監修

2. 特記仕様

(1)掌に○印を付いたもの、項目は番号に○印の付いたものを適用する。

(2)特記事項のうち選択する事項は、印の付いたものを適用し、印の付いたものは適用しない。

章項目 特記事項

①機材等	本工事に使用する設備機材等は、設計図面に規定するもの又は、これらと同等のものとする。
②機材の品質・性能証明	ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。
	使用する機材が、設計図面に定める品質及び性能を有することの証明となる資料(以下、「品質性能資料」といいます)を提出して監督職員の承諾を受ける。(標準仕様書第1編第1章第4節1.4.2)
③B 使用材料発注先選書	ただし、(社)公共建築協会が発行する「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価簿」によって所定の評価を受けているものは省略できる。製作図、試験成績書等は除く。
④施工条件明示項目	使用材料名、製造者名、発注先、品質性能証明資料提出の省略について記載した調書を作成し、監督職員の承諾を受ける。
	・公共建築工事核算基準の解説(設備工事編)の「執務並行改修」

⑤化学物質を発散する建築材料等	本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図面に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。
	(1)合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、单板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
	(2)保溫材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
	(3)接着剤はタル酸ジニアーピル及びタル酸ジーエチルヘキシルを含有しない難燃性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
	(4)塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
	(5)上記(1)、(3)、(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
	なお、ホルムアルデヒドを発散しないものとは、発散量が規制対象外のものを、原則として規制対象外のものを使用するものとするが、該当する材料等が無い場合は第3種のものを使用するものとする。
28 溶接部の非破壊検査	図示された屋外埋設管の分歧及び曲がりの箇所には、コンクリート製樋柱を埋め込む。鎮装部分は埋設示ビンとする。また、施工上生じた分歧、曲がりの箇所についても同様とする。
29 壁装	排水管を除くには、理設表示用テープを設置する。
30 機器の基礎及び振動絶縁効率	振取率・標準仕様書による。 検査の種類・RT・PT又はMT 下記の金属電線管は壁装を行う。 ・屋外露出し・()の屋内露出 下記の保溫を行わない垂鉛メッキを施したダクト及び配管は壁装を行わない。
31 電線類	・倉庫 ・機器 ・空調用ポンプ及びボイラーホース ・揚水用ポンプ及び小型給水ポンプユニット
32 はつきり	・別表による。 電線及びケーブルの規格は標準仕様書第4編2.4.1.表4.2.12による。
33 保温及び消音内貼り	既存のコンクリート床及び壁の配管貫通部の穴明けは原則としてダイヤモンドカッターによる。 標準仕様書第2編2.2によるとほか下記による。 給水管、給湯管、冷凝水管等の管、バルブ(グランド部を含む)、フランジ、可とう継手及び空調ダクトのフランジは、建物内外共保温する。なお、保温部はシーリング処理を行う。 各配管の保温厚で標準仕様書中厚30mm未溝の箇所はすべて厚30mm以上とする。ただし、排水管は除く。 ・換気ダクトの保温要(保温厚25mm) ・外取入れダクトの保温要(保温厚25mm) ・排水ダクトの保温要(保温厚25mm) ・運送ダクトの保温要(保温厚25mm) ・脚立タンクよりボーラーへの補給水管の保温は膨脹管の項による。 ・建物内の空気抜き管の保温は膨脹管の項による。 ・空気調和機、ファンコイルユニット、冷水及び冷温水のドレーン管の保温は排水管の項による。 ・全般交換器用ダクトの保温要(保温厚25mm) ・範囲は図示による。
34 防凍保温	保温種別は下記による。 ダクト・イ(・1号・2号) 冷却水、冷水、温水、蒸気管 機器 給水管 排水管 給湯管 ・排水管でビット内、共同溝及び最下階の床下の下記の部分は保温する。 なお仕様は()とする。 (排水トラップ・鉛管・鋼管類・ビニール管・ドレン管) ・消音管で下記の部分は保温する。なお仕様は給水管の項による。 (室内消音管・排水できない管・スプリングラーバ配管) ・圧力タンク・膨脹水槽、各種水栓等は各配管の保温は各機器の項に準ずる。 ・大便器は保温する。 ・共用溝の保温外装は下表による。 区 分 保 温 外 装 倉庫・書庫・アルミガラスクロス 機械室・アルミガラスクロス 居室・廊下など・カラーベント板 屋外露出し・多湿部屋・ステンレス鋼板 ()
35 試験	・配管の保温外装は下表による。 区 分 保 温 外 装 倉庫・書庫・アルミガラスクロス 機械室・アルミガラスクロス 居室・廊下など・綿布 屋外露出し・多湿部屋・ステンレス鋼板 ()
36 他工事との取合い	※配管には、冷媒管は除く。 ・冷媒管の保温の外装は下表による。なお保温化鋼ケースは塗装ビニール樹脂製とする。 区 分 保 温 外 装 屋内・露出・綿布・保温化鋼ケース 屋外・露出・ステンレス鋼板・保温化鋼ケース
37 その他	34防凍保温 35試験 36他工事との取合い 37その他 各機器の試験の試験は、新設配管に適用する。 各機器は、既設配管の接続部に試験を行う。 配管、ダクト、器具等に付ける。別添「特記仕様書(共通事項)」による。 (長野県公式ホームページ(電子入札システム)に掲載される、当該入札公告の添付図書)
1 計算	1. しゅん工時提出物 2 定期報告 3 電子納品
2 屋内屋外温度計	標準仕様書によるほか別表による。 工事しゅん工後3ヶ月、12ヶ月に点検をして、その結果を書面で施設課長て報告する。 (管理者からの聞き取り調査を含め、調査には必ず管理者の立会いを要する。) 別添「建築工事における電子納品特記仕様書(試行用)」による。 (長野県公式ホームページ(電子入札システム)に掲載される、当該入札公告の添付図書)
3 空気調和設備	1. しゅん工時提出物 2. 定期報告 3. 電子納品
4 機器設置	機器設置工事標準仕様書第2編5章による。 重要機器と下記に示すものをを。 ・給水装置・排水装置・換気機器・空調機器・防災設備・監視制御設備・危険物貯蔵装置 ・火を使用する設備・避難経路に設置する機器・ (2)設計用船底地盤震度は、設計用水平地盤震度の1/2とし、水平地震力を同時に働くものとする。 機器改修工事標準仕様書第2編5章による。
5 機器設置	(1)各機器は、新設配管に適用する。 (2)新設配管は、既設配管の接続部に試験を行う。 配管、ダクト、器具等に付ける。別添「特記仕様書(共通事項)」による。 (長野県公式ホームページ(電子入札システム)に掲載される、当該入札公告の添付図書)
6 施設	1. しゅん工時提出物 2. 定期報告 3. 電子納品
7 電子納品	標準仕様書によるほか別表による。 工事しゅん工後3ヶ月、12ヶ月に点検をして、その結果を書面で施設課長て報告する。 (管理者からの聞き取り調査を含め、調査には必ず管理者の立会いを要する。) 別添「建築工事における電子納品特記仕様書(試行用)」による。 (長野県公式ホームページ(電子入札システム)に掲載される、当該入札公告の添付図書)
8 電子納品	1. しゅん工時提出物 2. 定期報告 3. 電子納品
9 電子納品	標準仕様書によるほか別表による。 工事しゅん工後3ヶ月、12ヶ月に点検をして、その結果を書面で施設課長て報告する。 (管理者からの聞き取り調査を含め、調査には必ず管理者の立会いを要する。) 別添「建築工事における電子納品特記仕様書(試行用)」による。 (長野県公式ホームページ(電子入札システム)に掲載される、当該入札公告の添付図書)
10 電子納品	標準仕様書によるほか別表による。 工事しゅん工後3ヶ月、12ヶ月に点検をして、その結果を書面で施設課長て報告する。 (管理者からの聞き取り調査を含め、調査には必ず管理者の立会いを要する。) 別添「建築工事における電子納品特記仕様書(試行用)」による。 (長野県公式ホームページ(電子入札システム)に掲載される、当該入札公告の添付図書)
11 電子納品	標準仕様書によるほか別表による。 工事しゅん工後3ヶ月、12ヶ月に点検をして、その結果を書面で施設課長て報告する。 (管理者からの聞き取り調査を含め、調査には必ず管理者の立会いを要する。) 別添「建築工事における電子納品特記仕様書(試行用)」による。 (長野県公式ホームページ(電子入札システム)に掲載される、当該入札公告の添付図書)
12 電子納品	標準仕様書によるほか別表による。 工事しゅん工後3ヶ月、12ヶ月に点検をして、その結果を書面で施設課長て報告する。 (管理者からの聞き取り調査を含め、調査には必ず管理者の立会いを要する。) 別添「建築工事における電子納品特記仕様書(試行用)」による。 (長野県公式ホームページ(電子入札システム)に掲載される、当該入札公告の添付図書)
13 電子納品	標準仕様書によるほか別表による。 工事しゅん工後3ヶ月、12ヶ月に点検をして、その結果を書面で施設課長て報告する。 (管理者からの聞き取り調査を含め、調査には必ず管理者の立会いを要する。) 別添「建築工事における電子納品特記仕様書(試行用)」による。 (長野県公式ホームページ(電子入札システム)に掲載される、当該入札公告の添付図書)
14 電子納品	標準仕様書によるほか別表による。 工事しゅん工後3ヶ月、12ヶ月に点検をして、その結果を書面で施設課長て報告する。 (管理者からの聞き取り調査を含め、調査には必ず管理者の立会いを要する。) 別添「建築工事における電子納品特記仕様書(試行用)」による。 (長野県公式ホームページ(電子入札システム)に掲載される、当該入札公告の添付図書)
15 電子納品	標準仕様書によるほか別表による。 工事しゅん工後3ヶ月、12ヶ月に点検をして、その結果を書面で施設課長て報告する。 (管理者からの聞き取り調査を含め、調査には必ず管理者の立会